

報告

9月1日 福井県議会に陳情書を提出 福井・関西から15名が参加

- まずは、高浜原発の乾式貯蔵施設(第1期分)の建設に事前了解しないこと
- 福井県内及び関西 30km 圏内の住民の意見を聴く住民説明会等の実施を

9月3日から始まる福井県議会では、使用済核燃料の乾式貯蔵施設の建設同意が焦点になっています。そのため、1日に福井県議会事務局に陳情書を提出しました。「原子力発電に反対する福井県民会議」と「避難計画を案ずる関西連絡会」の2団体からです。13時から30分間、議会棟の中会議室で提出と議論をしました。

福井からは石地さん、中畠哲演さんをはじめ10名の参加、関西からは5名が参加し、15名にもなりました。紙版の横幕やうちわも持参しました。9月県議会で乾式

貯蔵施設の建設に同意しないようにとの強い意志が、議会事務局にも伝わったと思います。対応は、前回同様に議会局の次長で、メモを取りながら市民の話を聞かれました。報道関係者も4~5社同席されました。 ※) 避難計画を案ずる関西連絡会の陳情書 <https://x.gd/bkBe1>



◆冒頭に2団体の陳情項目を読み上げ、次長に提出。その後に参加者から、陳情の要点等を紹介しました。福井県民会議からは、六ヶ所再処理工場の遅れなど関電の工程表を精査するよう強調されました。



避難関西からは、乾式貯蔵施設で貯蔵した後に搬出される予定の中間貯蔵施設が決まっておらず、立地地元が核のゴミ捨て場になる可能性があること、京都府北部30km圏内でのアンケート結果と市議会等で説明会を求めると表明されていること等を紹介しました。

◆議論では、陳情を請願と同等の扱いとして、議会で要旨の陳述や議論をしてほしいことを求めました。今回は「議長の判断でできない」との回答でした。今回は、議長の「判断の理由」を示すこと、とりわけ乾式貯蔵施設の事前了解という緊迫した状況にあるため、請願と同様の扱いにするよう改めて強く求めました。哲演さんからは、陳情も請願も同様の扱いにするべきとして、福井県議会会議規則94条等が紹介されました。議会事務局からは、「検討して後日回答します」とのことでした。[94条：陳情書またはこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。]

◆また、今回の事前了解の対象が、高浜原発(第1期分)についてなのか、それ以外の美浜等の乾式貯蔵施設も含むのかと問いましたが、こちらも後日に回答をもらうことになりました。

◆9月30日までの福井県議会が当面の山場です。福井県議や関西の自治体・議員へ、メール等で事前了解しないよう声を届けましょう。 福井県議の連絡先 <https://x.gd/MZ2I8>